



2018年11月

メンバー各位

2018年11月4日以降のイランとの取引について

2018年5月発行のクラブ回覧文書L.315において、中国、フランス、ドイツ、ロシア、英国、米国ならびに欧州連合(EU)とイランとの間で締結されていた包括的共同行動計画(JCPOA)から米国政府が離脱する決定をしたことにより、船主および保険会社が受ける可能性のある影響について説明しました。

米国は、2018年11月4日を期限に2度目にして最後の「猶予期間」(wind down period)を設けたうえで、JCPOAのもと緩和または放棄されたイランに対する制裁を再発動させています。米国は、また、米国以外の各国に対しても、再発動した二次制裁に従うことを期待している旨を明らかにしています。EUは、なによりもCouncil Regulation (EC) 2271/96(いわゆる「ブロックリング規則」)付属書の差し替えを行うことで、JCPOAの枠組みの下で確立された制裁緩和の維持を希望しているため、現在、米国とEUとは異なるアプローチがとられています(詳しくは、クラブ回覧文書L.316をご覧ください)。

中国、インド、イタリア、ギリシャ、日本、韓国、台湾、トルコの8か国は、イランから一定限量の原油輸入の許可を得続けることを目的に、米国から権利放棄を獲得済み、または獲得予定であると報告されています。米国の権利放棄は、その他の製品には拡大されません。この権利放棄に関する一部ガイダンス、または Significant Reduction Exemptions(「SRE」)は、OFAC FAQ 642をご覧ください。また、SRE保有国は、イラン原油をNITCまたはIRISLの船舶またはSRE保有国に登録されている船舶でのみ、またSRE保有国政府による「国家」保証のもと船舶に保険がかけられている国でのみ輸入するよう、米国政府から指示を受けていると見られています。

猶予期間終了後も、米国以外の各国が、米国による二次制裁への違反という重大なリスクを負わずに、イランとの一定限量の取引をすることは可能です(例えば、ある種の農業作物、消費財、および食物の輸送が挙げられます。OFAC FAQ 637をご覧ください)。ただし、メンバー各位は、取引が米国による制裁に違反していないと思われる場合であっても、国際グループの各クラブは、保険金のお支払い・返還、保証の提供、またはクレーム対応を通常通り行うことが実務的に難しいことをご承知おきください。

クラブがイラン関連のクレームに対応できない環境下では、再保険回収額が著しく不足する可能性があります。国際グループ(IC)の各クラブにおいて、支払保険金がいかなる金額であろうと再保険回収額が不足する場合には、該当するクラブ規則に従い、各メンバーはその不足金額に関して保険金の支払いを受けることはできません。

L.320

STEAMSHIP MUTUAL UNDERWRITING ASSOCIATION LIMITED

Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and Prudential Regulation Authority

(Registered in England and Wales – Registration number 105461 PRA and FCA registration number 202548)

MANAGERS: STEAMSHIP P&I MANAGEMENT LLP

SPIM is an appointed representative of Steamship Insurance Management Services Limited which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

(Registered in England and Wales – Registration Number OC376859, FCA registration number 597046)

AQUATICAL HOUSE 39 BELL LANE LONDON E1 7LU

電話: +44 20 7247 5490 Website: www.steamshipmutual.com

© 2018 Steamship Mutual Underwriting Association Limited

メンバーがイラン関連取引を行うにあたっては、大いに注意したうえで行うこと、契約締結前には適切なデューデリジエンスを実行することを含み、充分にご注意いただくことをお勧めします。

なお、この点に関して、国際グループのほとんどのクラブが、規則内に、不法、不適切、または軽率な取引から生じたいかなるクレームにも対応しないとの条項を設けていることをメンバーはご留意ください。

国際グループの全クラブは、同様の回覧を発表しています。

敬具

STEAMSHIP MUTUAL UNDERWRITING
ASSOCIATION LIMITED

STEAMSHIP MUTUAL UNDERWRITING ASSOCIATION LIMITED

Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and Prudential Regulation Authority

(Registered in England and Wales – Registration number 105461 PRA and FCA registration number 202548)

MANAGERS: STEAMSHIP P&I MANAGEMENT LLP

SPIM is an appointed representative of Steamship Insurance Management Services Limited which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

(Registered in England and Wales – Registration Number OC376859, FCA registration number 597046)

AQUATICAL HOUSE 39 BELL LANE LONDON E1 7LU
電話: +44 20 7247 5490 Website: www.steamshipmutual.com